平成２１年（フ）第３９７号
高知市瀬戸南町２丁目３番37号　アーバンハイツ瀬戸208
債務者　武内　義文
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４００号
高知市新田町10番１号　市住29号
債務者　土居　幸二
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４０６号
高知市上町４丁目９番14号　県住２号
債務者　橋田かおり
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４１１号
高知市鷹匠町１丁目３番１―904号　フローレンス鷹匠
債務者　市原　範彦
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４１２号
高知市鷹匠町１丁目３番１―904号　フローレンス鷹匠
債務者　市原　文子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４２３号
高知市宮前町122番地４　改住34号
債務者　宮田　弘明
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２７０号
長崎県長崎市女の都２丁目26番14号、旧住所長崎県西彼杵郡長与町高田郷75番地５―201号
債務者　佐藤祐一郎
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２９６号
長崎県長崎市宿町171番地１　ウワガワハイツ205
債務者　原　　博文
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３０９号
長崎県長崎市畝刈町1613番地140　プレジデント畝刈305号、旧住所長崎県西彼杵郡時津町日並郷801番地10
債務者　田中　真琴
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３４６号
大分市大字古国府486番地の４　Ｏ＆Ｋサンシティ Ｅ205
債務者　相原　浩二
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３４７号
大分市大字古国府486番地の４　Ｏ＆Ｋサンシティ Ｅ205
債務者　相原　正子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４０５号
大分市高城新町12番１―805号　パークサイドたかじょう１
債務者　若狭二紗子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３４６号
千葉県柏市南増尾６丁目13番８号
債務者　齋藤めぐみ
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第３７３号
千葉県松戸市小金458番地の89Ａｎｇｅ北小金105号
債務者　菊池　紀子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６７号
石川県小松市一針町ル19番地　コート・ファミール103号室、従前の住所石川県小松市須天町２丁目18番地
債務者　西畠美津男（旧姓畠中）
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第２０４号
長野市川中島町原127番地１メゾンクレール原ⅡＡ202、前住所長野県上水内郡信州新町里穂刈530番地２
債務者　酒井　紀子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
長野地方裁判所民事部破産係